

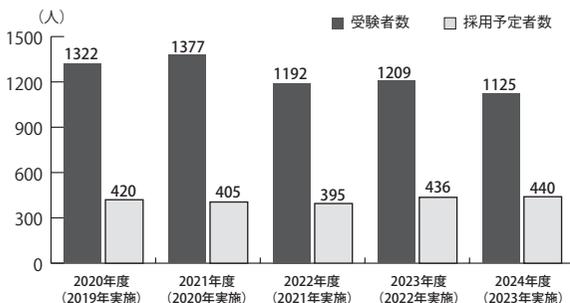


# 愛媛県

面積	5,676 km <sup>2</sup>
人口	1,274,554 人
県の花	みかんの花
県の木	まつ
県の鳥	コマドリ

求める教員像	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが好きで、未来を担う子どもたちを育成しているという誇りと気概を持って教育に当たることができる人</li> <li>■ 愛顔(えがわ)にあふれ、あいさつを大切にしている人</li> <li>■ 仕事にも人にも誠実に向き合う人</li> </ul>
出願期間	配布日 4月5日(金) 電子申請 4月18日(木) 9:00~5月30日(木) 17:15
試験日程	1次試験 試験日 7月20日(土)・21日(日) 合格発表日 8月9日(金) 2次試験 試験日 8月20日(火)~23日(金)の指定した日 合格発表日 9月20日(金)
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	[小] [中] 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術・家庭, 英語 [高] 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道(国語), 保健体育, 家庭, 英語, 商業, 工業, 農業, 情報, 水産, 福祉 [特] [養]
特記事項	<p>■特別選考 ●障がい者特別選考 障がいの程度に応じて試験の方法及び内容について配慮し、又は試験の一部を免除する。●教職経験者特別選考 [小・中・養] 志願者で、本県の国公立で3年以上の正規教員の経験を有する者が、当該経験と同一の試験区分を志願する場合、[小・中] 志願者は1次を免除、[養] 志願者は1次の教職を免除。●現職教員特別選考 [小・中・養] 志願者で、他県の正規現職教員として2年以上の教職経験を有する者が、当該経験と同一の試験区分を志願する場合、[小] 志願者は1次を免除、[中] 志願者は1次及び2次の実技を免除、[養] 志願者は1次の教職を免除。●講師等特別選考 [小・特] 志願者で、昨年度の試験で本年度と同じ試験区分、教科の1次に合格し、講師等として規定の勤務実績がある者は、1次を免除。●スポーツ指導者特別選考 [中・高] 志願者で、本県教育委員会が指定する競技の指導者として、当該競技の拠点におけるスポーツ振興に貢献できる者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職を免除。●社会人特別選考 [小・中・高] 志願者のうち、教員免許状を有しない者で、規定の要件を満たし、指定の教科の特別免許状の授与が見込まれる者は、1次の教職を免除。●大学等推薦特別選考 [小・中・高・特] 志願者([中・高・特(中・高)])は本県教委が指定する教科の志願者に限る)のうち、当該試験区分に係る一種免許状取得のための課程認定を受けており、大学等の学長が推薦する者は、1次を免除。</p>

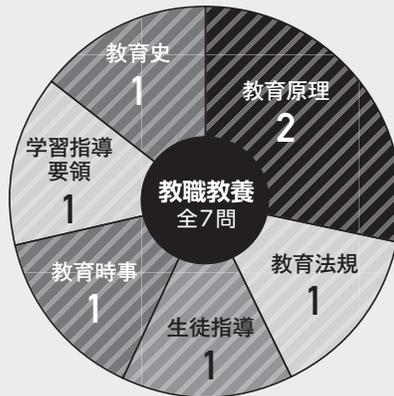
## ▼受験者数等推移



## ▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	1,134	754	84
不登校(人)	891	1,837	538

## 2025年度(2024年実施) 筆記試験DATA



- ▶ 必出の学習指導要領総則
- ▶ 幅広い領域から出題される特別支援教育
- ▶ 法規は教育基本法, 憲法

**学習指導要領**では総則が必出である。今年度は、「小(中・高等)学校教育の基本と教育課程の役割」から「豊かな心」が、「教育課程の編成」から「教育目標」と「言語能力」が、「教育課程の実施と学習評価」から「計画的」が、「児童(生徒)の発達の支援」から「特別活動」が、それぞれ問われた。

**教育原理**(特別支援教育, 人権教育等)のうち, 特別支援教育では学習指導要領とも重なるが, 学習指導要領解説総則編の「障害のある児童などへの指導」から自立活動の理解を問う問題が出題された。人権教育では, 教育法規と重複するが, 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律から第1条, 第3条が出題されている。

**生徒指導**では, 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(2023年)から「社会的自立」や「エビデンス」等を問う問題が出題された。また, 『「不登校特例校」の新たな名称について(通知)』(2023年)から変更された名称

を問う問題も出題されている。

**教育時事**では, 「第4期教育振興基本計画」(2023年)から「5つの基本的な方針」の理解を問う問題が出題された。

**教育法規**では教育基本法と憲法が頻出である。今年度, 教育基本法では第9条(教員)から「使命」を問う問題が, 憲法では第15条第2項を規定した法令名を問う問題が, それぞれ出題された。また, 学校教育法第19条や児童虐待の防止等に関する法律第4条第3項, 教育公務員特例法第23条第1項が出題された。条文のキーワードを押さえるとともに, 条文と法令名との対応を整理しておくことが重要だ。なお, 今年度は出題されなかった地方公務員法(服務)も頻出であり, 確認したい。

**教育史**では例年, 人物に関する問題が幅広く出題されており, 今年度も同様であった。具体的には, キルパトリック, シュタイナー, ギルフォード, 山路一遊, 倉橋惣三に関する問題が出題された。重要な人物名や提唱した教育理論の特徴を押さえたい。